

湯河原町小規模保育事業者選定・評価委員会設置要綱を次のように定める。

令和 8 年 7 月 31 日

湯河原町長 内 藤 喜 文

湯河原町小規模保育事業者選定・評価委員会設置要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、本町が実施する小規模保育事業に係る事業者の選定及び事業実施後の評価を、公平かつ適正に行うために設置する湯河原町小規模保育事業者選定・評価委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 小規模保育事業の実施事業者の選定に関すること。
- (2) 小規模保育事業実施後の評価に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項に関すること。

(委員)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 保育・幼児教育に関する学識経験を有する者
- (2) 会計及び社会福祉事業の運営に関する専門的知見を有する者
- (3) 地域福祉に関する識見を有する者
- (4) 地域経済に関する識見を有する者
- (5) 町職員

2 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員のうちから町長が指名する。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は、会議を総理し、委員会を代表する。

- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、審議のために必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。

(審査方法等)

第6条 委員会は、町が作成する評価基準に基づき、応募事業者から提出された書類及びヒアリング等により総合的な評価を行い、受託候補者を選定する。

- 2 委員会は、事業実施後における事業者の運営状況等について、年度ごとに評価を行う。
- 3 前項の評価に当たっては、関係法令に基づく運営基準及び本町が定める評価項目等を踏まえ、第三者的な観点から総合的に行う。

(守秘義務)

第7条 委員及び委員会に出席した者は、職務上知り得た個人情報及び事業者に関する秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬)

第8条 委員の報酬は、日額15,000円とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康こどもみらい課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行後初めて設置される委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、令和10年3月31日までとする。